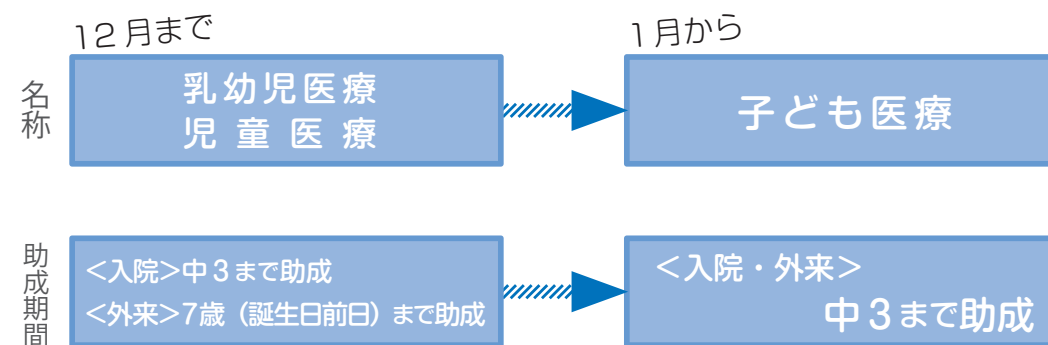


1月診療分から

子ども医療費助成がスタート

従来の「乳幼児医療」「児童医療」を「子ども医療」に名称変更し、助成対象期間も、中学3年生の年度末(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで拡大しました。

医療機関を受診するときは、健康保険証と子ども医療費受給資格証を提示してください。



注意事項

下記の場合は受給資格証を使用しないでください。

① 学校などの管理の下で発生したけがなどで受診するとき

日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している人は、医療機関の窓口で今まで通り、いったん自己負担額を支払ってください。その後、振興センターへ給付金の申請手続きを行ってください。

なお、給付金の支給対象外となった保険診療に係る自己負担額は、②と同じ手続きで助成します。

② 県外で受診するとき

医療機関の窓口でいったん自己負担額を支払ってください。その後、福祉課へ下記の必要な書類を提出してください。書類提出後、受給資格者名義の口座に自己負担額を振り込みます。

▶必要な書類(受給資格証の裏面参照)

- ・受給資格証 ・健康保険証 ・領収書
- ・印鑑(認印可) ・受給資格者の口座番号の控え

問 福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114

申請期限が近づいています 臨時福祉給付金

現在、町では次の2つの給付金の申請を受け付けています。対象と見込まれる人には、申請書を送付しています。期限を過ぎると給付金が受けられなくなりますので、忘れずに申請してください。

▶受け付け中の給付金

平成28年度臨時福祉給付金
障がい・遺族基礎年金受給者向け給付金

▶申請方法 申請書に同封の返信用封筒で返送

▶申請期限 1月31日④

問 福祉課障がい福祉係(申請方法) ☎ 985-4112
厚生労働省専用ダイヤル(制度) ☎ 0570-037-192



町公式フェイスブックを開
設しました。広報まききに載
せきれない情報や取材したイ
ベント写真などを発信してい
きます。更新は1月4日以降
を予定しています。

▼利用方法
フェイスブックから「愛媛
県松前町」を検索するかQR
コードを読み取ってください。
フェイスブックに
登録していても
も情報は閲覧で
きます。



問 総務課広報情報係
☎ 985-4132



▲フェイスブック画面



町公式フェイスブックを
始めました



「いいね!」を
お願いします



知っていますか せんてい枝の出し方

●分け方

- ・枝打ち処理した直径10センチ未満、長さ1メートルまでのせんてい枝
- ・枝打ち処理したときの葉
- ・枯葉、雑草

※柱や板など加工したものは可燃ごみ、直径10センチ以上になるものや指定袋に入らないものは粗大ごみです。
※芝、たけのこの皮、ソラマメの茎や豆類のさや、さつまいものつるなどは可燃ごみです。

●出し方

- ・枝打ち処理済のせんてい枝は1人で持ち運びができる大きさにひもで縛って出します。
- ・葉や雑草は、土をよく払い落とし、45リットルまでの大きさの透明または白の半透明の袋に入れて出してください。

問 町民課ごみ対策係
☎ 985-4117

●松前町可燃ごみ指定袋 取扱店の追加登録

- ・ドラッグセイムス松前
筒井店(筒井443番地1)
- ・セブンイレブン松前町
恵久美店(恵久
美628番地)



障がい年金を知っていますか

障がい年金は、公的年金に加入している人が、傷病で一定の障がいが残ったとき、要件を満たしている場合に受給できます。

請求を希望する場合は、まず医師に障がい年金の請求を考えていることを伝え、初診日などの確認を行ってください。

請求後、日本年金機構がその傷病により初めて医療機関を受診した日、当時の国民年金納付状況、障がいの程度などを審査します。請求窓口は、初診日に加入していた年金によって変わります。

▼受け付け窓口

・国民年金 役場町民課住民係

・厚生年金 日本年金機構

・共済年金 日本年金機構

▼平成28年度支給額(年額)

・障がい基礎1級 97万5125円

・障がい基礎2級 78万0100円

※身体障がい者手帳の等級とは異なりますので、注意してください。

問 松山西年金事務所

町民課住民係(年金担当)

☎ 985-4106

マイナンバーカードは申請していますか

▼マイナンバーカードとは

e-Taxの行政手続きなどに活用する顔写真付きのICカードです(下の写真)。

カードは、公的な本人確認書類としても利用することができます。

▼申請はお早めに

マイナンバーカードは、申請か



ら受け取りまでに1カ月程度かかります。

▼発行手数料 初回は無料です。

▼申請方法

詳細は、「通知カード(紙製)」に同封のパンフレットに記載されています。不明な点は、町民課にお問い合わせください。

問 町民課住民係

☎ 985-4105

介護認定「要支援1・2」の人へ

新しい総合事業に移行していきます

介護保険制度の改正で、現在の要支援1・2の人が利用している「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、介護予防給付から、町が行う「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」のサービスに移行します。

▼大きな変更はありません

今のところ、事業の枠組みが変わるだけで、サービスの利用に大きな変更はありません。

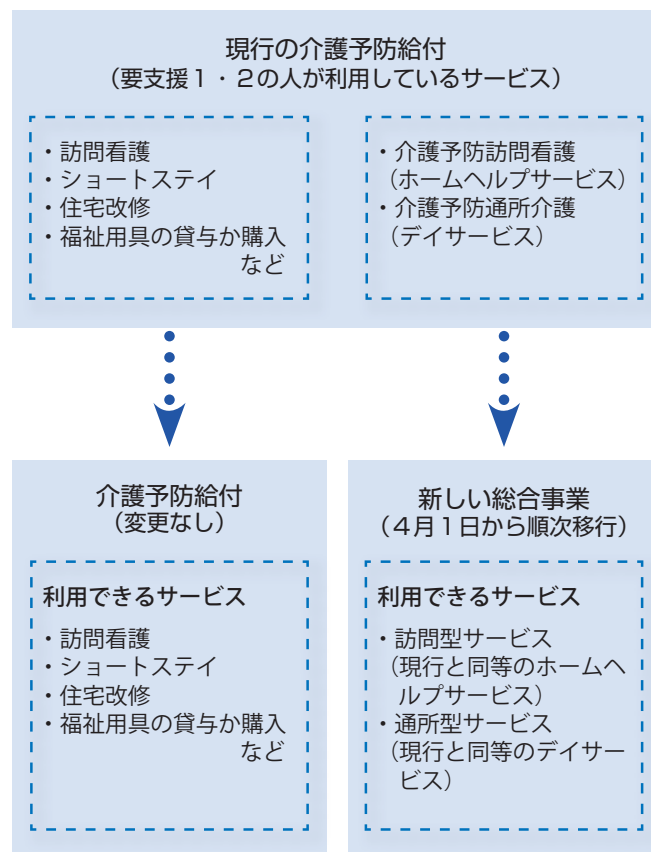
現在、介護予防給付を利用している人は、認定期間中は継続して同じホームヘルプサービスやデイサービスを利用できます。認定期間終了後、新しい総合事業のサービスに移行していきます。

▼4月1日から移行します

4月1日以降に、新しく訪問型サービスや通所型サービスの利用を希望する人は、健康課に相談してください。

問 健康課包括支援センター係

☎ 985-4205



松前の防災力

総務課危機管理係
☎ 985-4103

防災対策、災害復旧のために役立てる
大規模地震災害対策基金

大規模災害対策基金は、防災対策や、災害発生時の応急対策と復旧などのために積み立てているお金です。国内で大規模な地震が発生した際に、被災者を支援するために使用することもあります。

▶西高柳地区が寄附

西高柳地区(坂本武弘区長)は12月2日、文化祭の売り上げの一部を基金へ寄附しました。同地区は、平成20年度からこの基金への寄附を続けており、今年で9回目です。坂本区長の「継続は力なりです」という言葉を受け、岡本町長は「しっかりと基金に積み立て、有効に使いたい」と話していました。



基金は平成28年9月末現在、3億737万4千円です。今後も大切に、また有効に運用していきます。

第38回松前町
平成28年度松前町公民館研究大会
生涯学習推進大会

テーマ 元気が出るまちづくり 好きです松前町!!

- 日時 2月5日⑧ 13時～(受け付け12時30分～)
- 会場 文化センター 広域学習ホール
- 内容 開会行事(13時～)
実践発表(13時40分～)
永田分館/宗意原分館/塩屋分館
記念講演(15時～)
講師 オスマン・サンコン さん
演題 「イチ、ニ、サンコンの^{あい}支え^{あい}愛助け愛」

※手話と要約筆記が付きまます。

●参加費 無料

問 社会教育課生涯学習係 ☎ 985-4135



●講師紹介

日本ギニア友好協会広報官・タレント

オスマン・サンコン さん

ギニア共和国出身。昭和47年、ギニア外務省に入省後、大使館設立のために駐日親善大使として来日。アフリカを日本人に知ってもらうために「笑っていいとも」などのテレビ番組に出演し、タレントとしておなじみになった。来日から40年以上経った現在も、東京に拠点を置き、日本ギニア友好協会広報官、ギニア大使館顧問を務めるなど幅広い分野で活躍中。

農業委員・農地利用最適化推進委員候補者募集

職種	農業委員	農地利用最適化推進委員
職務内容	・農地の売買、賃借の許可を行う ・農地転用案件の審議、決定を行う ・推進委員と連携し、農地などの利用の効率化など農地利用の最適化を進める など	・農業の担い手への農地利用の集積を進める ・耕作放棄地の発生防止・解消を進める ・新規就農者・企業などへの農業参入の支援を行う など
募集人数	14 人	10 人（下の地域の区分ごとに1人） ①南黒田・北黒田 ②宗意原・新立・本村・筒井 ③徳丸 ④中川原 ⑤出作・神崎 ⑥鶴吉・横田 ⑦大溝・永田・東古泉 ⑧大間・上高柳 ⑨恵久美・昌農内・西高柳 ⑩西古泉・塩屋・北川原
報酬	月額 15,200 円	月額 10,200 円
応募方法	委員の推薦書か応募届出書を提出してください。	
応募用紙	農業委員会事務局窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。	
申込期間	1 月 10 日④～2 月 6 日⑤	
任期	平成 29 年 7 月 20 日～32 年 7 月 19 日	

農業委員会法の主な改正点 ※改正内容は町ホームページにも掲載しています。



申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地 松前町農業委員会事務局 ☎985-4131

介護相談員募集

- 業務内容 介護サービスの質を向上することを目的に、介護保険事業所を訪問し、利用者やその家族などからサービスに関する不安や要望などを聞いて事業者や町へ橋渡しをします。
- 活動内容 2 人 1 組で 1～2 カ所の介護保険事業所を月 1 回訪問
- 募集人数 若干名
- 任用条件（全ての条件を満たす人）
 - ① 20 歳以上の町内在住者
 - ② 高齢者福祉かボランティア活動などの経験が関心がある人
 - ③ 月 1 回（1 回当たり 2 時間程度）の訪問活動ができる人
 - ④ 年 2 回程度の研修に参加できる人
- ⑤ 年 2 回の報告書を提出できる人
- ⑥ 介護保険事業所の役員または従業員でない人
- ⑦ 介護相談員業務に対して熱意と理解がある人
- 報酬 3,000 円／1 回
- 任期 平成 29 年 6 月 1 日～30 年 3 月 31 日まで（再任あり）
- 任用方法 書類選考と面接（結果は全員に書面で通知します）
- 申し込み方法 保険課にある応募用紙に記入し提出してください（郵送可）。
- 申込期間 1 月 4 日④～2 月 17 日⑤の 8 時 30 分～17 時 15 分（④・⑤、祝日を除く）

申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地 松前町役場保険課介護保険係 ☎985-4115

平成 29 年度 松前町臨時職員募集

職種区分	勤務先	勤務内容	募集人員	免許・資格など	勤務時間	勤務日	賃金
一般事務 A	町長部局または行政委員会など	事務補助など	10 人程度	パソコン操作（ワード、エクセルなど）ができる人	8 時 30 分～17 時 15 分	④～⑤	145,260 円 / 月
看護師保健師社会福祉士精神保健福祉士など B	福祉課	障がい者等相談支援など	1 人程度	・看護師 ・保健師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士など		④～⑤	182,600 円 / 月
保健師 C	健康課 保健センター係	保健指導業務など	1 人程度	保健師			
介護支援専門員保健師社会福祉士看護師 D	健康課 地域包括支援センター係	包括支援センターでの要支援者へのケアマネジメント、相談業務など	若干名	・介護支援専門員 ・保健師 ・社会福祉士 ・看護師			
介護支援専門員 E	保険課	介護認定調査など	若干名		8 時 30 分～17 時 15 分 （④ 12 時 30 分まで） （早出・遅出勤あり）	④～⑤ （勤務表の割り振りによる週 38 時間 45 分勤務）	180,000 円 / 月
保育士 F	保育所 松前保育所 黒田保育所 小富士保育所 二名保育所 白鶴保育所 子育て支援センター	保育所での保育士業務、子育て支援センターでの業務	5 人程度	保育士資格（取得見込者含む）			
保健師 G		乳幼児の健康管理	1 人程度	・保健師 ・看護師（取得見込者含む）			
パート一般事務 H	保育所	保育・事務の補助、調理または調理補助	若干名	パソコン操作ができる人	8 時 30 分～15 時 30 分 （④ 12 時 30 分まで）	④～⑤	892 円 / 時

共通事項

- 年齢要件など 18 歳以上 60 歳位までで地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない人
- 任用期間 6 カ月任用し、6 カ月以内に更新予定。最長で 3 年以内（勤務実績によっては、更新しない場合もあります）。
- 任用決定 面接選考
- 面接場所 松前町役場庁舎
- 面接予定日 2 月 3 日④・4 日⑤・5 日⑥（日時は 1 月下旬に郵便で通知します。2 月 1 日④までに通知がない場合は、お問い合わせください。申込者数により面接日を変更することがあります）
- 申し込み方法 履歴書（写真添付の市販のもので可）の左上枠外に「職種区分（アルファベット）」を明記し、免許・資格証の写しまたは免許・資格取得見込証明書を添えて、郵送してください（持参可）。
- ※ 携帯電話番号など昼間の連絡先を明記してください。
- 申込期間 1 月 4 日④～18 日⑥の 8 時 30 分～17 時 15 分（④・⑥、祝日を除く）必着
- ※ 現在調整中のところがありますので、任用が中止になる場合や追加募集する場合があります。

申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地 松前町役場総務課職員係 ☎985-4113